仕様書

1 件名

万博に向けた機運醸成の取組み用 横断幕等掲出物品撤去等業務委託

2 業務概要

2025大阪・関西万博の開催に向けた機運の盛り上げを目的に設置していた横断幕等の撤去および小型懸垂幕の付替えを行う。

- 3 撤去(付替え)対象物品および設置場所
 - (1) 大型横断幕① 1枚
- ・・・鶴見区役所3階ベランダ(東面)【撤去】
- (2) 大型横断幕② 2枚
- ···JR放出駅北側 大阪市自転車駐輪場壁面(南面)【撤去】
- (3) 大型縣垂幕 2枚
- ・・・鶴見区役所屋上(懸垂幕レール)【撤去】
- (4) 小型懸垂幕 7枚
- ・・・鶴見区役所前歩道 街灯(7基)【付替え】

4 撤去等方法

- (1) 大型横断幕①
 - ① コンクリートリングおよびベランダ手すり等に固定しているロープをほどいて取り外す。なお、作業は屋上およびベランダで行うこと。
 - ② 取り外した横断幕はロール状態にし、汚れ防止のためビニール等で簡易に包装すること。

(2) 大型横断幕②

- ① 駐輪場の窓枠(柵)等に固定しているロープをほどいて取り外す。また、作業は駐輪場建物内で行うこと。なお、撤去に際し、必要に応じて裁断等の加工を行ってよい。
- ② 取り外した横断幕はロール状態にし、汚れ防止のためビニール等で簡易に包装すること。なお、裁断等の加工を行った場合はごみ袋等にまとめてもよい。

(3) 大型縣垂幕

- ① 区役所庁舎にある懸垂幕レールから取り外す。なお、懸垂幕レールは上巻R型のため、 作業は屋上で行うこと。
- ② 取り外した懸垂幕はロール状態にし、汚れ防止のためビニール等で簡易に包装すること。

(4) 小型縣垂幕

- ① 街灯にカラビナで取り付けている懸垂幕をはずし、発注者の指定する懸垂幕と付け替えること。
- ② 取り外した懸垂幕は汚れ防止のためビニール等で簡易に包装すること。

4 現況写真および撤去物品サイズ

別紙_(参考)現況写真およびサイズ のとおり

5 履行期限

令和7年12月15日(月)まで

6 提出書類

- (1) 受注者は、契約後速やかに発注者と打ち合わせを行い、作業日程等にかかる書類を提出すること。
- (2)受注者は、業務完了後「業務完了届」を提出すること。

7 経費の負担

本業務委託における費用の一切は、受注者の負担とする。

8 その他

- (1)詳細および撤去日について、事前に発注者と打ち合わせを行うこと。
- (2) 高所で作業を行う際はヘルメットやハーネス等を着用し、安全に十分配慮すること。
- (3)本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者の間で協議する。
- (4) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により 質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受 付けしない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (5)令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「53:看板」で登録されていること。

9 担当

鶴見区役所総務課(政策推進) 田中·石松 電話 (06)6915-9176

(参考)現況写真およびサイズ

【大型横断幕①】

・サイズ:縦3400mm×横11000mm程度



【大型横断幕②】

・サイズ:縦1200mm×横8000mm程度



【大型懸垂幕】※巻き上げ済

・サイズ:縦10700mm×横1000mm程度



【小型懸垂幕】

・サイズ:縦2080mm×横690mm程度



再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委 託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に あたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者 の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者 からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第 三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面によ り発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、 又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはな らない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は 不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課(連絡先: 06-6915-9625)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:委託先事業者)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、 事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン (別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自 ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者 が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用する こと
 - なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること